

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(協会主催の講師謝金)

第1条 理事、監事が、当協会の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下、「講演会等」という）の講師を務めた時は、1回につき3万円を限度として講師謝金を支払うことができる。

(共催の講師謝金)

第2条 当協会が他の団体等と共催する講演会等の講師を理事、監事が務め、当協会が共催先から講師派遣料を収受した時、当協会は当該理事、監事に対して、収受した講師派遣料の70%を支払うことができる。

(その他の講演会等の講師謝金)

第3条 理事、監事等が他の団体等の依頼による講演会等の講師を務め、当協会が依頼元から講師派遣料を収受した時、当協会は当該理事、監事に対して収受した講師派遣料の70%を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第4条 理事、監事が、当協会の発行する書籍等に執筆した時、当協会は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規則の改正は理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

この規則は、令和2年5月7日から施行する。